



お久がわら版

防災まちづくりニュース

【発行】
荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課

尾久地区と地区周辺で進んでいる取り組みをご紹介します！

荒川区では、木造住宅が密集し防災上危険度の高い地域において、「防災性の向上」と「良好な住環境の整備」を促進し、災害に強いまちづくりをすることを目的として、住民によるまちづくり活動の支援、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、老朽住宅の建替支援などを行っています。

本号では、尾久地区と地区周辺で進んでいる取り組みとして「防災スポット」と「次世代防災まちづくり」の紹介、その他「区で進めている事業」について紹介します。

防災スポットの紹介

令和4・5年度に整備した防災スポット2か所をご紹介します

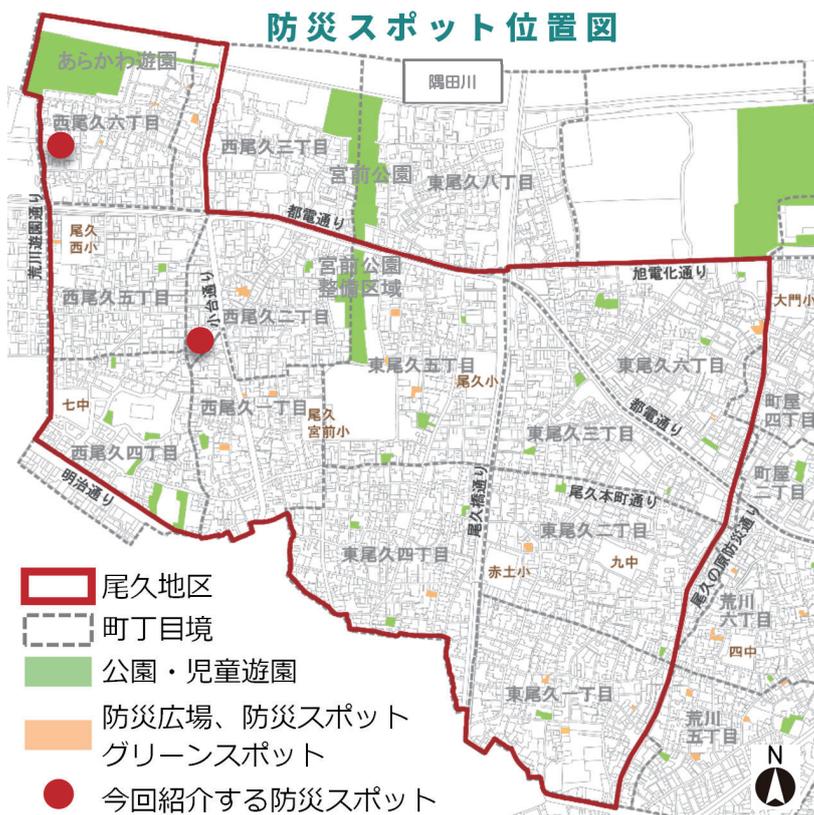
防災スポットについて

防災スポットは、平常時は地域の憩いの場ですが、災害時には、火災を遅らせるオープンスペースとなり、また、施設内に配備した災害用資機材は、地域での初期消火や救助活動に活用できます。

尾久地区ではこれまで13か所整備してきており、そのうち令和4・5年度には、東尾久小沼防災スポット、東尾久五丁目第二防災スポット、西尾久六丁目西防災スポット、旧小台通り防災スポットの4か所を整備しました。

西尾久六丁目西防災スポット、旧小台通り防災スポットについて次頁で紹介します！

防災スポット位置図



防災スポットの紹介（続き）

西尾久六丁目西防災スポット

| | | | |
|------|---------------------------|----|------|
| 所在 | 西尾久六丁目 32 番 17 号 | 面積 | 228㎡ |
| 防災設備 | 防災井戸、マンホールトイレ、収納ベンチ、防災照明灯 | | |

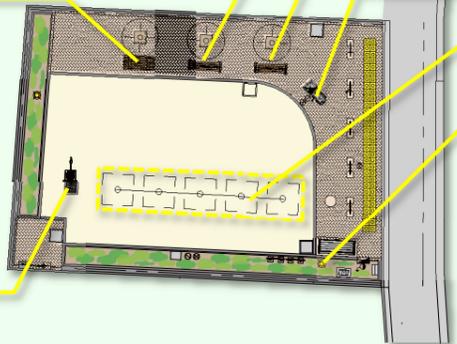


平面図

収納ベンチ



防災井戸

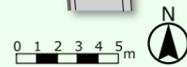


ベンチ

水飲み

マンホールトイレ

防災照明灯



旧小台通り防災スポット

| | | | |
|------|-------------------------------------|----|------|
| 所在 | 西尾久二丁目 31 番 4 号 | 面積 | 354㎡ |
| 防災設備 | 防災井戸、マンホールトイレ、収納ベンチ、防災照明灯、防火水槽（40t） | | |



平面図

マンホールトイレ



防火水槽



照明灯

防災照明灯

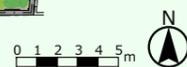
防災井戸



収納ベンチ

ベンチ

水飲み



防災スポットの設備の紹介

収納ベンチ 防災資機材が収納されています。



災害時の救助活動等に活用するための資機材（ロープ、ハンマー、スコップ、バール、のこぎり）が収納されています。

防災井戸 生活用水として使用できます。



手押しポンプで水を汲み上げ、マンホールトイレの排水など、生活用水として使用できます。
※飲料水としては使用できません

マンホールトイレ 災害時の仮設トイレとして使用できます。

使い方

- ①バールを使ってマンホールの蓋を開ける
- ②便座を組み立て、マンホールの上に設置する
- ③テントの骨組みを組み立て、②の上に設置する
- ④テントの骨組みにシートを被せ、地面に固定する

次世代防災まちづくりの紹介

次世代防災まちづくりの取り組みが進んでいます

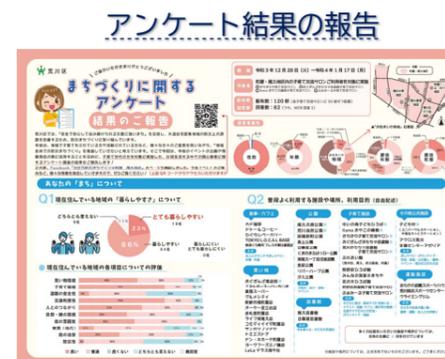
『次世代防災まちづくり』とは、地域全体での防災まちづくりが将来にわたって続くように、荒川区が町屋・尾久地区で進めている取り組みです。

これまでの活動内容は [facebook ページ](#) に掲載していますので、是非ご覧ください。また、今後の企画内容等も引き続き発信していきますので、是非フォローください！

facebook ページ



facebook ページの投稿内容（例）



区で進めている事業の紹介

令和7年度
まで!

不燃化特区の支援制度

令和5年度から「建替え工事費用助成」を追加しました!!

【解体費用助成】



床面積 80 m²の場合
最大 **2,080,000** 円

【設計・工事管理費用助成】



床面積 110 m²の場合※1
1,933,000 円

【建設工事費用助成】



床面積 110 m²※1準耐火建築物に
建替えた場合 **1,551,000** 円

※1 1～3階合計の床面積です。

※2 金額は一例です。また、助成制度をご利用いただくには、建物の築年数等の条件があります。

※3 その他、不燃化特区の取組みとして、専門家派遣(無料)、住み替え費用助成、固定資産税等の減免等があります。詳しくは窓口へお尋ねください。

助成金の交付にあたり、令和8年1月頃までに、建替え・解体等の工事を終えている必要があります。

<一般的な戸建て住宅で建替え助成を受ける場合>



建替えを考えるなら今です!!

不燃化特区【専門家派遣支援制度】のご案内

不燃化特区内において、建替えや除却に関するお悩みの解決に向け、専門家を派遣する制度です。

【利用できる方】 不燃化特区内において、助成金の対象となる方

【制度の内容】 時間：2時間
回数：同一年に5回まで
派遣先：荒川区内

【派遣専門家】 弁護士、税理士、司法書士、
建築士、土地家屋調査士、
ファイナンシャルプランナー

建替えや除却に係る

・法律上の諸課題、借地等の契約事項
・税対応、資金計画
・建替え規模・建て方 など
それぞれの専門家が相談に伺います。
お困りの方は是非ご活用ください。



※不燃化特区は地域限定の制度です。対象地域については、区へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3 (区役所北庁舎 2階)

電話：03-3802-4319 (直通) Fax：03-3802-4104 担当：青天目、高梨